

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害、地震に対処するため、平成 18 年 7 月豪雨災害、令和 3 年 8 月大雨災害、令和元年東日本台風災害など近年の台風災害及び阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策、減災に向けた取組みを推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条及び岡谷市防災会議条例に基づき、岡谷市防災会議が作成するもので、本市の災害対策全般に関し、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」は「推進計画」を兼ねるものとする。

第 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、市及び関係機関は、本計画に基づき実践的な細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第 4 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害編」、「その他災害対策編」及び「資料編」から構成する。

(1) 総則（風水害対策、震災対策共通）

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において災害の拡大を防止するための計画とする。

(4) 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、「災害に強い安全、安心なまち」を再構築するための計画とする。

(5) 東海地震に関する防災応急対策計画（震災対策）

東海地震の警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

(6) 原子力災害対策編

東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する計画とする。

(7) 資料編

予防応急対策等における資料を掲載する。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

地域防災は、市、関係機関及び住民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い安心、安全なまちづくりを進めることにより、災害から住民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成18年7月豪雨災害及び令和3年8月大雨災害の経験を踏まえて、「自らの安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、住民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれの役割を“自助”、“互助”、“共助”、“公助”として明らかにし、情報の共有、ボランティアとの連携、防災分野での男女共同参画の取組み等を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、安心して住み暮らせるよう「災害に強い安全、安心なまちづくり」を推進する。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、住民・事業所・行政が一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害等の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強い地域基盤づくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技

術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

- (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、児童、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国籍住民、外国人旅行者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつわかりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある個所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策として、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

- (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
 - ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりとする。
 - (ア) 被災状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
 - ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。
- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起りうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。
- 5 事業所は、事業所内の防災体制を充実し、従業員、利用者等の安全確保を図るとともに、事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、市、県及び地域が実施する防災活動に協力するものとする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 岡谷市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に協力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 住 民

住民は、市が実施する防災活動等に積極的に参加するように努めなければならない。

7 事業所

事業所内の防災活動を実施するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力する。

【資料1】関係機関連絡先

総則編

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 岡谷市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷市	(1) 岡谷市防災会議に関すること。 (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び被災施設の応急、復旧に関すること。 (3) 災害情報等に関する収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 被災者の救助及び救護措置に関すること。 (5) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (6) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること。 (7) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (8) その他市の所管事務についての防災対策に関すること。 (9) その他防災に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

3 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

4 岡谷警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 死体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること。

5 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 火災、風水害の警戒防御活動に関すること。 (3) 救急、救助活動に関すること。 (4) 避難誘導に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 消防相互応援協定に基づく出動に関すること。

	(7) その他防災に関すること。
--	------------------

6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野県拠点)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (長野地域センター)	(1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 (2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 (3) 農林漁業関係機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。 (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 (6) 災害時における主要食糧の供給に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 注意報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 地震、南海トラフ地震に関連する情報、火山情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (4) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
環境省 中部地方環境事務所 (松本自然環境事務所)	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
中部森林管理局	(1) 森林治水による災害予防に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と防災監理に関すること。 (3) 災害応急対策用資材の供給に関すること。
北陸信越運輸局 長野運輸支局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車に係る輸送の命令に関すること。
長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	(1) 工場、事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 工場、事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
東京航空局 (松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
国土交通省	(1) 管轄する道路並びに河川についての計画、工事および管理に関すること。

総則編

関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷維持修繕出張所)	(2) 防災上必要な教育、訓練、災害危険区域の選定および指導等災害予防に関すること。 (3) 災害に関する予報および警報の発表、伝達に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集および広報に関すること。 (5) 災害時における応急工事等応急対策に関すること。 (6) 災害復旧工事の施工および災害防止工事の施工等、災害復旧に関すること。
-------------------------------	--

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (岡谷駅)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
東日本電信電話株式会社 長野支店 災害対策室	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本郵便株式会社 岡谷郵便局	(1) 災害時における郵政業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
日本通運株式会社 諏訪支店	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド (株)諏訪営業所	(1) 電力施設の保全・保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株)	中央自動車道、長野自動車道の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
アルピコ交通(株)諏訪支社	災害時における、路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
諏訪瓦斯株式会社 岡谷・下諏訪営業所	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
長野LP協会 諏訪支部	液化石油ガスの安全に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	エルシーブイ(株)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

9 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷市消防団	(1) 火災予防の周知に関すること。 (2) 人命救助、行方不明者の捜索、安全確保に関すること。 (3) 防災に関すること。
(一社)岡谷市医師会	災害時における、医療及び助産等救護活動の実施に関すること。
岡谷薬剤師会	災害時における、救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
社会福祉法人 岡谷市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
岡谷市水道事業協同組合	(1) 飲料水の確保、生活用水の供給に関すること。 (2) 水道施設の復旧に関すること。
岡谷建設事業協同組合	災害時における、公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
岡谷市赤十字奉仕団	(1) 炊出しその他食品の供給に関すること。

総則編

	(2) 被災者の救護に関すること。
岡谷交通安全協会	交通安全確保に関すること。
岡谷市衛生自治会連合	防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
岡谷市保健委員連合会	被災者に対する保健指導活動の協力に関すること。
岡谷市区長会	(1) 区民の安全確保に関すること。 (2) 各区の連絡体制及び調整に関すること。
岡谷市自主防災組織連絡協議会	各区自主防災会の活動に関すること。
岡谷アマチュア無線クラブ	災害時における、情報収集活動及び伝達に関すること。
岡谷市防火協会	火災予防の推進に関すること。
岡谷下諏訪歯科医師会	災害時における医療、災害情報等広報に関すること。

その他の公共団体、防災上重要な施設の管理者は、避難施設の整備及び避難経路等の確認を行い、防災活動時については、積極的に市及び関係機関に協力するものとする。

第4節 岡谷市の概況

第1 自然的条件

1 位置等

岡谷市は、長野県のほぼ中央、標高 759.3mの諏訪湖を中心とする諏訪盆地の北西部に位置する東西 7.3km、南北 16.7km、総面積 85.19 平方 km の区域で、東は諏訪郡下諏訪町、諏訪市、南は上伊那郡辰野町、西は塩尻市、北は松本市にそれぞれ接する南北に長い市域を持っている。平成 31 年 4 月 1 日の人口は約 5 万人である。

2 地質

岡谷市の地質は古い順に、古生層の釜無層群、新第三紀層前期の高ボッチ累層、新第三紀層後期から第四紀層前期の塩嶺累層と三分できる。

(1) 釜無層群

釜無層群は川岸地区の天竜川右岸に分布する。領家帯の古生層である黒雲母粘板岩が主で、これに数m～十数mの厚さのチャートをレンズ状に挟んでいる。黒雲母粘板岩は時に砂質になって砂岩に漸移することもある。地層の方向は北東から東西方向で、北西 60° 前後の傾斜を示している。地層形成の時代については、化石の産出がないために明らかではないが、善知鳥峠付近については海百合やサンゴ等の化石が発見されており二畳紀中期であることが明らかになっている。

(2) 高ボッチ累層

高ボッチ累層は市の北方、高ボッチ山（1664.9m）を中心にして南は荷直峠から北は横峰（1690m）、鉢伏山（1928m）にわたって分布している。高ボッチ累層は南部では、たなこば粘板岩層を不整合に覆っており、南端の小日向沢付近では塩嶺累層によって不整合に覆われている。下部から①横河礫岩層②檜川沢緑色凝灰岩層③横峰砂岩層④高ボッチ緑色凝灰岩泥岩層に分けられる。

(3) 塩嶺累層

塩嶺累層は市中央部に広く分布している。新生代の火山噴出物で、何枚かの安山岩質溶岩と、厚い凝灰角礫岩を主とする火山砕屑岩類によって形成されている。塩嶺累層の地質年代は、第三期鮮新世後期から第四期更新世にかけての火山活動による火山岩類や火山砕屑岩類の火山堆積物であると報告されている。塩嶺累層の凝灰角礫岩は、無層理であるが、ところによっては薄い粘土層や砂層等水成堆積物の挟みをもっている。最下部には四沢砂礫層や唐沢礫層があること等から、湖沼性の堆積物であるといえる。なお、同層は、その後の構造運動や、侵食等によって現在はほとんどもとの地形をとどめておらず、そのため地質構造をつかむことは困難であり、層序についても不明な点が多い。

3 地盤

地盤の深さは、地質構造によって異なり、その厚さが深いところほど軟弱な地盤と考えられる。本市の市街地周辺の地質をみると表層 5m 以深の地盤は全体として締まった砂礫よりなる砂質地盤が広く分布し一部地域において泥質地盤が狭在するが、表土・盛土をのぞく表層約 5m の表層地質は大半の地域に礫質土、横河川付近で砂泥土が分布している。また、本市には液状化の危険性が非常に高い、埋め立て地及び三角州に当たる地域が広く分布している。

4 気候

本市の気候は、太平洋型気候に属するが、海からは遠く、かつ、標高 2,000m を越える山脈に囲まれた山岳地であるため、内陸性気候の特性を示し、年間を通して降水量が少ない。天気状

況は、快晴又は晴れが 200 日前後で最も多く、雨又は雪は 30 日前後となっている。年平均気温は、10℃前後で、最高気温は 30℃を越え、また、最低気温は-10℃を下回り、季節による寒暖の差が激しい。冷地のため寒さが厳しいが、積雪は少ない。年間降水量は、平成 15～平成 19 年までの平均では約 1200mm の少雨地帯となっている。

5 自然的条件にみる災害の要因

自然的な条件からくる災害要因の制御が十分できない限り、異常気象が発生し、それがある程度まで進行すると災害に転化する。本市は、雨による災害が最も多いが、風害、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害も生じている。

本市のおかれた自然的環境は概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害に発展する素因が常に内在しているが、それらのうち、特に災害と関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 流出土砂の生産源

全般的に地形が複雑急峻であり風化・浸食に弱い地域が広範囲を占めていて土砂の発生源となっており、そのため流出土砂が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 広域な高冷地帯

全域的に標高が高く内陸であるため、高冷地における農作物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

(3) 地形による災害の局地性

梅雨末期の大雨、台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。また、夏は地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気象が局部的に不安定となり、地域的にはかなりひどい雷雨等が発生する要因となっている。

(4) 前線の影響及び台風の進路による影響

梅雨期や秋雨期には前線を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となっている。特に梅雨末期は集中豪雨（平成 18 年 7 月豪雨災害）となりやすく警戒を要する。

6 平成 18 年 7 月豪雨災害の土石流の要因

平成 18 年 7 月 15 日以降、活発化した梅雨前線は、九州から関東にかけての広い範囲で大雨を降らせ、岡谷市の降り始めからの累計雨量は 400mm の観測を記録した。

災害発生前の 19 日午前 2 時までに 292mm の累計雨量を観測し、その後 30mm 程度のやや強い雨が 2 時間ほど降り、保水限界を超えた土石の崩落が発端となり、沢底の土砂や立木を巻き込みながら居住地域に向かって一気に土石流が沢筋を駆け下ったのが要因である。

第2 社会的条件

1 人口

市の総人口は、47,790 人、世帯数 19,274 世帯（令和 2 年国勢調査）であるが、戦後の推移をみると、昭和 55 年まで漸増が続いたが、現在は全国的な人口減少・少子高齢化及び東京一極集中等の理由により減少傾向にある。

人口密度は 1 平方 km あたり 561 人と県下でも高く、その大部分は平地部に集中しており、人口集中地区を形成している。

令和 2 年国勢調査による年齢別人口は、若年層の減少、高齢層の増加の傾向が見てとれる。令和 2 年には、65 歳以上の人口が 16,522 人で全人口の 34.7%であり、県平均 32.2%、全国平均 28.7%と比較して高い値となっている。

	年齢別人口	割合
年少人口 (0～14 歳)	5,452 人	11.5%
生産年齢人口 (15～64 歳)	25,609 人	53.8%
老年人口 (65 歳以上)	16,522 人	34.7%
合 計	47,790 人	

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。(令和 2 年国勢調査)

2 産業

工業は第 2 次世界大戦を契機に生糸から精密工業へと転じ、今日は平成 14 年 6 月に完成したテクノプラザおかやで工業振興の拠点施設として、エレクトロニクスを主役とする技術革新の中で、工業集積地として地域技術の高度化、複合化、システム化等の導入により、先端産業分野や新産業分野への積極的な取組みを行っている。

農業は、経営耕地面積が 1ha 未満で、年間販売額も僅少で零細な兼業農家となっている。また、輸入農産物の増加等により減少が続いている。このようななかで、本市農業は、限られた農地の有効利用、集約化を図り、花き、野菜等の施設園芸を主力とした都市型農業へと展開している。

3 交通状況

(1) 高速自動車道

市内には長野自動車道岡谷 IC が設置されており、東京、名古屋、長野、上越、金沢、長岡と結ばれている。

(2) 都市計画道路等

国道バイパス及び都市計画道路等は、単に交通施設としてだけでなく、公共空間として防災、収容施設等の機能を果たしている。本市には主要幹線である中央自動車道、長野自動車道が通り、本市がその分岐点となっている。

市内の主な道路は国道 20 号、県道下諏訪辰野線、岡谷茅野線、岡谷下諏訪線、檜川岡谷線及び国道 20 号バイパス、国道 142 号バイパス等があり、県内の要衝を連絡している。さらに地域内の交通を受け持つ市道があり、その中には幅員の狭いところがある。

(3) 鉄道

鉄道は南信及び中信を貫通する中央本線が通っており、主たる動脈となっている。また岡谷駅は伊那谷と連絡する飯田線の始発駅にもなっている。

4 土地利用状況

本市は、周辺丘陵地と諏訪湖によって可住地が限定されており、市街地密度が高くなっている上に中小の工場が多く散在しているため、住工が混在している。

用途地域は昭和 60 年に、商業系、工業系の見直しを行うとともに、地場産業の育成に向け特

総則編

別工業地区の指定を行い、産業経済の活性化を図ってきた。

本市では、計画的な新市街地の形成を行うため、用途地域は以下の表のように定められている。

岡谷市の用途地域

地域名	指定年月日	面積
第1種低層住居専用地域	H29.3.3	139.0 ha
第1種中高層住居専用地域	H8.3.8	46.0 ha
第1種住居地域	H21.7.31	656.0 ha
第2種住居地域	H11.2.10	7.0 ha
準住居地域	H29.3.3	75.0 ha
近隣商業地域	H8.3.8	2.0 ha
商業地域	H21.7.31	72.0 ha
準工業地域	〃	449.0 ha
工業地域	〃	55.0 ha
工業専用地域	H8.3.8	12.0 ha

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

(1) 都市化による安全対策

都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開、高層建築物等の安全確保策等を構ずるよう努める。

(2) 要配慮者への配慮

高齢者(とりわけ1人暮らしの)、障害者、外国人等のいわゆる要配慮者の増加が見られる。これに対して、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な施策の展開において、要配慮者への配慮に十分注意するよう努める。

(3) ライフライン・情報施設等の耐震化

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られる。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 防災コミュニティの高揚

市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底に努める。

第5節 被害想定

第1 風水害

岡谷市に被害を及ぼすと想定される風水害は、台風及び台風の影響で活発化した前線の活動によって水害が発生しており、湖岸低地では、河川の流下能力不足による溢水や氾濫、また雨水の流下方向を横断する鉄道や道路の盛土、河川の堤防によって浸水が発生することがある。

【資料3】水防警報指定河川

【資料4】水位情報指定河川

【資料5】河川

【資料6】重要水防区域

【資料7】水防上重要な水門の操作

【資料8】雨量観測所一覧

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11-1】地すべり危険箇所

【資料11-2】土砂崩壊危険箇所

【資料24】警報等の種類及び発表基準

【資料25】水防法に基づく注意・警報等

【資料27】その他の情報

第2 震災

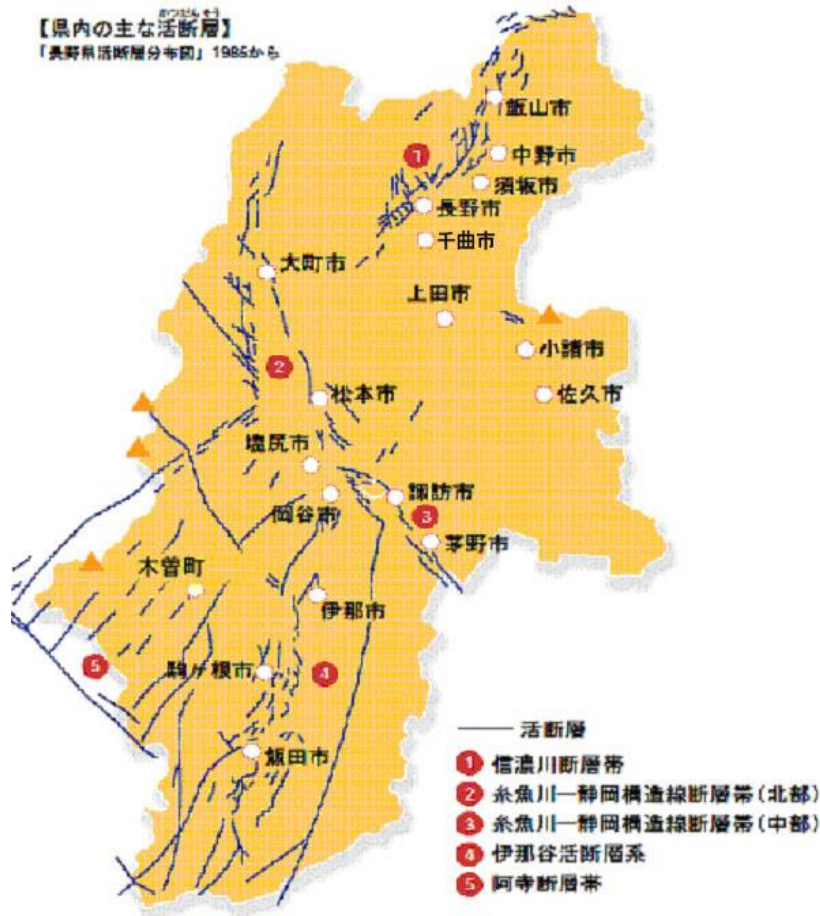
岡谷市に被害を及ぼすと想定される地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

岡谷市付近で被害があったものについては、1725年、1748年に高遠町（伊那市）、1858年に諏訪市で被害がでた記録があるが、岡谷市において被害は発生していないと推測される。

近年、平成16年10月「新潟中越地震」、平成17年3月「福岡県西方沖地震」、平成19年3月「能登半島地震」、平成19年7月「新潟県中越沖地震」等隣接県で数多くの地震が発生しており、同規模の地震が岡谷市を襲ったらどうなるかを考えておくことはとても重要であり、あらかじめ想定される被害量に応じ、応急対策を検討することが重要となる。

本計画において想定する地震は、平成12、13年度の2か年で実施した長野県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画などの基礎資料とするものである。

1 断層図



上記の他にも、被害をもたらすと考えられる、岡谷市とその周辺に分布する活断層が、岡谷西方断層、上諏訪断層帯、下諏訪断層帯、諏訪湖南岸断層がある。

2 活断層からみた地震

(1) 岡谷市付近に分布する主な活断層

断層名称	マグニチュード	長さ(km)	確実度	活動度	位置等
岡谷西方断層	5.7	3.5	I	-	市内に分布
下諏訪断層帯(下諏訪北方)	5.8	4	I	A~B	市内に分布
下諏訪断層帯 (砥川、横河川間山地)	5.6	3	II	B~C	市内に分布
諏訪湖南岸断層	6.6	12	I	A~B	市内に分布
上諏訪断層	6.4	9	I	B~C	

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ：活断層であると推測されるもの

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが疑いののこるもの

活動度A：1000年間にメートル単位で活動しているもの

活動度B：1000年間にセンチメートル単位で活動しているもの

活動度C：1000年間にミリメートル単位で活動しているもの

総則編

(2) 想定地震の諸元（資料：長野県地域防災計画から）

地震名		長さ (km)	マグニチュード		最大 震 度	液状化 危険度	想定ケース
			Mj	Mw			
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	150	8.5	7.64	7	高い	1 ケース
	北側	84	8.0	7.14	6 弱	低い	
	南側	66	7.9	7.23	7	高い	
伊那谷断層帯（主部）の地震		79	8.0	7.3	6 強	高い	4 ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		47	7.6	7.0	6 強	低い	4 ケース
想定東海地震		—	8.0	8.0	5 強	低い	1 ケース
南海トラフ巨大地震		—	9.0	9.0	6 弱	高い	基本・陸側ケース

(3) 岡谷市の被害想定（資料：第3次長野県地震被害想定調査から）

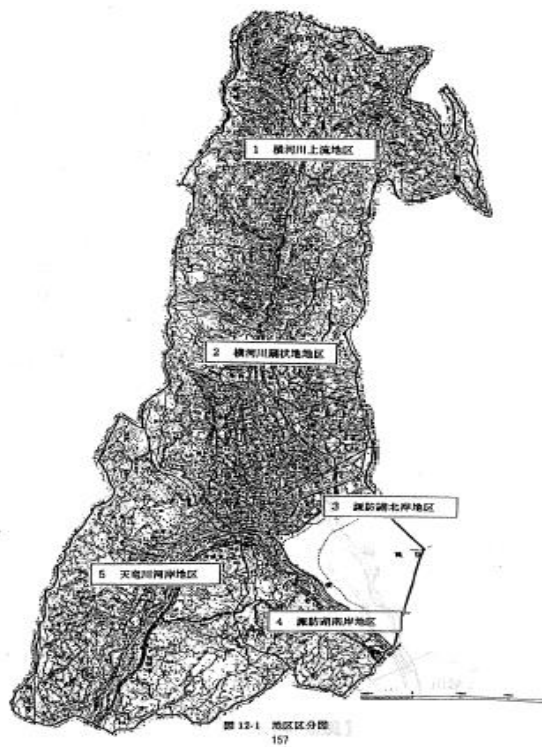
“糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）”による被害想定					
基礎数値	人 口	52,840 人		※1	
	建物数	27,087 棟		※2	
	給水人口	51,360 人		※3	
	処理人口	52,280 人		※4	
	都市ガス需要家数	8,380 戸		※5	
	電灯杆数	29,160 杆		※6	
	電話回線数	8,900 回線		※7	
建物被害 ※2	全壊・焼失	6,310 棟（23%）		【原因】	
	半壊	6,030 棟（22%）		揺れ、火災、土砂災害、液状化	
人的被害 ※1	死者数	540 人（1%）		【原因】	
	負傷者数	1,880 人（4%）		建物倒壊、火災、土砂災害、ブロック塀等の倒壊	
	うち重傷者数	1,050 人（2%）			
避難者数 ※1	全 体	合 計		避難所	避難所以外
	被災 1 日後	13,810 人（26%）		8,290（16%）	5,530（10%）
	被災 2 日後	22,760 人（43%）		11,380（22%）	11,380（22%）
	被災 1 週間後	20,960 人（40%）		10,480（20%）	10,480（20%）
	被災 1 ヶ月後	21,890 人（41%）		6,570（12%）	15,330（29%）
	避難者のうちの 要配慮者数				
	被災 1 日後	1,550 人（3%）			
	被災 2 日後	2,130 人（4%）			
	被災 1 週間後	1,960 人（4%）			
	被災 1 ヶ月後	1,230 人（2%）			
ライフラインの支障		被災直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
上水道の断水率	※3	51,130 人（100%）	49,130 人（96%）	37,590 人（73%）	11,820 人（23%）
下水道機能支障率	※4	51,530 人（99%）	45,390 人（87%）	21,730 人（42%）	3,310 人（6%）
都市ガス供給停止率	※5	4,740 戸（57%）	4,080 戸（49%）	110 戸（2%）	0 戸（0%）
電力停電率	※6	28,100 杆（96%）	20,130 杆（69%）	5,560 杆（19%）	1,040 杆（4%）
固定電話不通回線率	※7	8,580 回線（96%）	6,140 回線（69%）	320 回線（4%）	0 回線（0%）
携帯電話通信状況		非常につながりにくい		影響なし	

※（ ）は※1～※7のそれぞれに該当する基礎数値を基に算出した率

3 地区ごとの地震災害特性

地震に関する災害特性を考慮して、本市を5地区に区分すると、逐語との災害特性は次のように整理される。

- (1) 横河川上流地域
横河川の緩扇状地よりも上流の山間部
- (2) 横河川扇状地地区
横河川の緩扇状地を中心とした地域（市街地の大部分を含む）
- (3) 諏訪湖北岸地区
十四瀬川右岸の氾濫平野と諏訪湖北岸の湖岸低地の分布地域
- (4) 諏訪湖南岸地区
釜口水門よりも南の諏訪湖畔及びその背後の山地
- (5) 天竜川河岸地区
天竜川沿いの低地及び両岸の山地



【横河川上流地域】

地震災害特性	・ 全域が堅固な岩盤地域（第1種地盤）に該当する。 ・ 伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、全域で震度5弱となる。 ・ 諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は、横峰以北で震度5強、横峰以南で震度6弱となる。 ・ 液状化が発生する危険はない。
--------	--

総則編

防災上の課題	・通行規制などを的確に実施し、林道通行者の安全確保を図る必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。
--------	--

【横河川扇状地地区】

地震災害特性	・山地は堅固な岩盤地域（第1種地域）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当している。 ・伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、第1種地盤地域で震度5強、第2種地盤地域で震度6弱となった。 ・液状化が発生する危険はない。
防災上の課題	・防災上地域の中核となる岡谷市役所は、地震被害危険度の比較的低い地区に立地している。そのため、庁舎内部の棚などの転倒防止措置や非常電源の確保、コンピュータのバックアップ体制などを整備することにより、より確実な防災体制を整えることができよう。 ・被災者を確実に収容することができるよう、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・中央町や本町などの木造密集街区や駅周辺などの不特定多数が利用する施設では、詳細な避難誘導計画を作成することが望ましい。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。

【諏訪湖北岸地区】

地震災害特性	・十四瀬川右岸の氾濫平野は良好な地盤（第2種地盤）、その他の湖岸低地は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に該当している。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6強、伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、全域で震度6弱となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、全域に液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・大部分の地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に該当しており液状化の発生も懸念されるため、この地域の公共建物は、耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・被災者を確実に収容することができるように、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・横河川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、迂回路の選定や車両の通行方向の規制などを含めた災害時交通計画を検討することが望ましい。

【諏訪湖南岸地区】

地震災害特性	・湖岸低地及び湖岸埋立地は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域、山地は堅固な岩盤地域（第1種地盤）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当する。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は第3種地盤地域で6強、第2種地盤地域及び第1種地盤地域で震度6弱、伊那断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は第3種及び第2種地盤地域で震度6弱、第1種地盤地域で震度5強となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、第3種地盤地域では液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・発生も懸念され地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に規模の大きな避難施設が分布しているため、これらの施設について耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・主要地方道岡谷茅野線や天竜川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、食料の備蓄拠点や通信施設などを整備した防災拠点をこの地区に設置することが望ましい。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。

【天竜川河岸地区】

地震災害特性	・氾濫平野は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域、山地は堅固な岩盤地域（第1種地盤）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当する。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は第3種地盤で6強、その他の地域で震度6弱、伊那断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、第1種地盤地域で震度5強、その他の地域で震度6弱となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、第3種地盤地域では液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・被災者を確実に収容することができるよう、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・川岸東地区は、主要地方道下諏訪辰野線等の幹線道路や天竜川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、備蓄倉庫や通信施設等を整備した防災拠点をこの地区に設置することが望ましい。 ・ゴルフ場などの利用者に対する避難誘導や救援救護体制について施設管理者等と協議しておく必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。

4 地震に関する災害特性を踏まえた本市における防災上の問題点と課題

防災上の観点から本市の防災上の問題点と課題は以下のように整理される。

(1) 活断層

市内には岡谷西方断層・諏訪湖南岸断層等幾つかの活断層が通過している。阪神・淡路大震災以降、一般にも「活断層」や「直下型地震」に対する関心が高まっており、これらについての適切な知識を普及していくことが大切である。このためには、国等が実施している最新の調査結果を取り入れたパンフレットを発行したり、郷土の自然を理解するための理科の教材として取り上げること等が有効である。また、市内に活断層が分布する自治体として、国や県に協力して活断層に関する調査研究を進めるとともに、災害に強い防災体制の確立や災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

(2) 災害時の地区の孤立化

川岸東地区や湖南地区は地形条件や交通網の状況から、土砂災害時に孤立する地区が発生する可能性がある。このような場合に備えて、今後も防災無線等通信設備の配備拡充や救護救援のための拠点施設の整備を進めるとともに、災害状況の迅速な把握のための体制を整備し、災害対策本部において市全体の状況を把握し、適切な判断・調整を行うことができるような体制づくりに努めることが大切である。

(3) 観光客等に対する支援体制

市内にはゴルフ場、公園、キャンプ場等、観光客が多く訪れる施設が分布している。観光客は市内の地理に不案内であるばかりでなく、市民に知人がいないことが多いため、避難施設や病院等へ移動することが困難であることが考えられる。このため、観光施設では発災時に観光客を把握し、的確に誘導することができる体制を整える必要がある。また、市としても災害時応急対策を市民だけではなく、観光客を含めて実施することができる計画を策定することが大切である。

(4) 密集市街地の解消

市の中心部には、建物が密集する地区もみられ、これらの地区では、災害時の被害が大きくなる可能性がある。そのため都市基盤の整備と併せて、危険性の解消や軽減を図る必要がある。

(5) 住民の防災活動への参加

大規模な災害時には、市職員だけで対応することは困難で、各種の関係機関及び団体等との連携が重要であるが、加えて、地域住民や自主防災組織等の防災活動への協力が不可欠である。したがって、普段からの組織育成や防災意識の向上等を図り、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう体制づくりを行う必要がある。

【資料2】過去の災害

総則編